

地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

制定 平成21年7月1日

改正 平成23年3月30日，平成24年3月23日，平成25年4月1日，平成26年3月24日，
平成26年8月18日，平成27年3月25日，平成28年3月31日，令和3年3月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市交通局（以下「局」という。）と工事請負契約を締結している請負事業者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。以下同じ。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日国総建第197号，国総建整第154号都道府県知事・政令指定都市市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくもので、以下「本制度」という。）を利用する場合における工事請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく請負代金債権の譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本制度により債権譲渡を承諾する対象の工事は、局が発注する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める工事は対象外とする。

- (1) 京都市交通局公共工事低入札価格調査取扱要領第2条に規定する低入札価格調査を行った工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (3) 継続費を設定した工事（ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (5) その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本件請負契約の工事が完成した場合にあっては、工事請負契約約款第34条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する遅延損害金等の局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 本件請負契約が解除された場合にあっては、工事請負契約約款第55条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金，中間前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生す

る違約金等の局の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 前項において請負代金額が増減した場合は、債権の譲渡人は、速やかに債権の譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲受人)

第4条 本制度による債権譲渡の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 本制度による債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次に定める書類を当該請負契約の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降かつ当該工事の工期の末日の2週間前までに、当該工事の施工を所管する課（以下「工事担当課」という。）に持参により提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1－1号様式。電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあつては第1－2号様式） 1部
 - (2) 締結済みの債権譲渡契約書の写し 1部 ただし、停止条件付き債権譲渡契約とし、様式は「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号ほか）に定める様式2（電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあつては、「地域建設業経営強化融資制度における電子記録債権を活用したスキームについて」（平成27年9月11日付け国土第244号ほか）に定める様式2）とする。
 - (3) 工事履行報告書（第2号様式） 1部
 - (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
 - (5) 当該請負契約に係る契約保証金相当額が、保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により、工事請負代金債権の譲渡に当たって保険者等の承諾を得ることを義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部
- 2 当該工事の出来高の確認は、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（第2号様式）の受領をもって足りることとする。
 - 3 前項において、債権譲渡人による出来高報告と局が確認した出来高が異なる場合は、局

が確認した出来高によることとする。

- 4 第1項に定める書類（以下「提出書類」という。）の提出があった場合において、当該工事の予算の執行を所管する課（以下「工事発注課」という。）と工事担当課が異なる場合は、工事担当課は速やかに提出書類を工事発注課に送付するものとする。
- 5 工事発注課は提出書類を受けた場合にあっては、債権譲渡整理簿（第3号様式）を作成し管理するものとする。

（債権譲渡の承諾又は不承諾）

第6条 工事発注課は、提出書類に基づき債権譲渡を承諾するに当たって必要な事項の確認を行うものとする。

- 2 工事発注課は、前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾通知（第4号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。
- 3 工事発注課は、第1項の確認により債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知（第5号様式）に理由を付して債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。
- 4 第2項及び前項に定める様式の交付を行った場合において、工事担当課と工事発注課が異なる場合は、工事発注課は速やかに当該様式の写しを工事担当課に送付するものとする。
- 5 第2項及び第3項による承諾又は不承諾に係る通知は、提出書類の受領の日から2週間以内に行うものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、債権譲渡人に速やかに連絡するものとする。

（支払計画等の提出）

第7条 債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとする。

- 2 保証事業会社においては、債権譲受人から前項の支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとする。

（債権譲受人による出来高確認）

第8条 本制度による債権譲渡承諾により、債権譲受人が融資の審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事担当課に工事出来高確認協力依頼書（第6号様式）を提出するものとする。
- 3 前項による工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合において、工事担当課は工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

（融資実行報告等）

第9条 本制度による債権譲渡承諾により、債権譲渡人及び債権譲受人が金銭消費貸借契

約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合、債権譲渡人及び債権譲受人は、連署にて融資実行報告書（第 7－1 号様式。電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあっては、債権譲渡実行報告書（第 7－2 号様式））を工事担当課に速やかに提出するものとする。

- 2 前項による融資実行報告書の提出があった場合において、工事発注課と工事担当課が異なる場合は、工事担当課は当該報告書を速やかに工事発注課に送付するものとする。

（請負代金の請求）

第 10 条 債権譲受人は、本件工事請負契約に定められた検査及び引渡し等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払いを局に請求することができる。

- 2 債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等の請求をすることはできない。

- 3 債権譲受人は、第 1 項による請求を行う場合は、工事請負代金請求書（第 8 号様式）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月末日までの措置として実施する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 18 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

（適用区分）

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1-1号様式（第5条第1項第1号）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者交通局長

	所在地	
請負人・譲渡人	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

	所在地	
譲受人	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

請負人・譲渡人と貴局との間で締結された 年 月 日の工事請負契約に基づく次の工事請負代金債権を地域建設業経営強化融資制度により譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を申請します。

譲受人については、本譲渡債権を担保として、請負人・譲渡人に対し、当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第46条に規定する契約不適合責任は当然のことながら留保されることを申し添えます。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 工事場所
- 4 工事期間 契約日 年 月 日
完成期限 年 月 日（契約変更があった場合は変更後の期限）
- 5 請負代金額 金 円（契約変更があった場合は変更後の金額）
- 6 支払済前払金額 金 円
- 7 支払済中間前払金額及び部分払額 金 円
- 8 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
（契約変更が生じた場合は変更後の金額）

第1－2号様式（第5条第1項第1号）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者交通局長

	所在地	
請負人・譲渡人	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

	所在地	
譲受人	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

請負人・譲渡人と貴局との間で締結された 年 月 日の工事請負契約に基づく次の工事請負代金債権を地域建設業経営強化融資制度により譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を申請します。

譲受人については、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く。）の支払いのために、譲受人を発生記録の債務者、請負人・譲渡人を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、工事請負契約約款第46条に規定する契約不適合責任は当然のことながら留保されることを申し添えます。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 工事場所
- 4 工事期間 契約日 年 月 日
完成期限 年 月 日（契約変更があった場合は変更後の期限）
- 5 請負代金額 金 円（契約変更があった場合は変更後の金額）
- 6 支払済前払金額 金 円
- 7 支払済中間前払金額及び部分払額 金 円
- 8 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
（契約変更が生じた場合は変更後の金額）

第2号様式（第5条第1項第3号）

工 事 履 行 報 告 書

年 月 日

契 約 番 号			
工 事 件 名			
工 事 期 間			
実施工程調査日			
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
(備考)			

第3号様式（第5条第5項）

債 権 譲 渡 整 理 簿

	申請年月日	承諾年月日	契約番号	工 事 名	請 負 事 業 者 (債権譲渡人)	債権譲渡先 (債権譲受人)
		不承諾年月日				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第4号様式（第6条第2項）

債権譲渡の承諾について（通知）

年 月 日

請負人・譲渡人（ ）様
譲受人（ ）様

京都市公営企業管理者交通局長

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び次の事項の異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第46条に基づく請負人・譲渡人の責任が一切軽減されるものではありません。

記

- 1 譲渡される請負人・譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負契約の工事が完成した場合にあっては、工事請負契約約款第34条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する京都市交通局（以下「局」という。）の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合にあっては、工事請負契約約款第55条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する違約金等の局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権については、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 2 請負人・譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（第7号様式）を提出するものとする。
- 3 当該譲渡債権は、譲受人の請負人・譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して請負人・譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではない。
- 4 請負人・譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、局は関与しない。

契 約 番 号	
工 事 件 名	
契約年月日	

確定日付印欄

第5号様式（第6条第3項）

債権譲渡の不承諾について（通知）

年 月 日

請負人・譲渡人（ ）様
譲 受 人（ ）様

京都市公営企業管理者交通局長

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における次の工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、次の理由により工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定による承諾は行いません。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 契約年月日
- 4 承諾しない理由

第6号様式（第8条第2項）

工 事 出 来 高 確 認 協 力 依 頼 書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者交通局長

	所 在 地	
譲 受 人	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

年 月 日に債権譲渡の承諾をいただきました次の工事について、地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡人への融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立ち入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 契約番号

2 工事件名

3 債権譲渡人

4 現場立入希望日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

5 連絡先

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

(あて先)京都市公営企業管理者交通局長

請負人・譲渡人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	実印
譲受人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	実印

請負人・譲渡人が貴局に対して有する下記の工事請負代金債権の譲渡については、年 月 日に承諾いただきましたが、請負人・譲渡人と譲受人において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は請負人・譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、請負人・譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、請負人・譲渡人及び譲受人連署のうえ報告いたします。したがって、下記の工事請負代金につきましては、今後は譲受人の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、請負人・譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

1 譲渡債権の表示

- (1) 契約番号
- (2) 工事件名
- (3) 工事場所
- (4) 工事期間 契 約 日 年 月 日
完成期限 年 月 日 (契約変更があった場合は変更後の期限)
- (5) 請 負 代 金 額 金 円 (契約変更があった場合は変更後の金額)
- (6) 支払済前払金額 金 円
- (7) 支払済中間前払金額及び部分払額 金 円
- (8) 債 権 譲 渡 額 金 円 (年 月 日現在見込額)
(契約変更が生じた場合は変更後の金額)

2 振込口座

- (1) 金融機関名 ○○銀行△△支店
- (2) 預金の種別、口座番号 ××預金××××××××
- (3) 口座名義 (フリガナ)
××××××××

第7-2号様式（第9条第1項）

債権譲渡実行報告書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者交通局長

請負人・譲渡人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	実印
譲受人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	実印

請負人・譲渡人が貴局に対して有する下記の工事請負代金債権の譲渡については、年 月 日に承諾いただきましたが、請負人・譲渡人と譲受人において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は請負人・譲渡人に対して、当該譲渡債権の対価としての買取代金の支払いについて、譲受人を債務者とし、請負人・譲渡人を債権者とする電子記録債権を発生させ、請負人・譲渡人はこれを受け取りましたので、請負人・譲渡人及び譲受人連署のうえ報告いたします。

したがって、下記の工事請負代金につきましては、今後は譲受人の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、請負人・譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

1 譲渡債権の表示

- (1) 契約番号
- (2) 工事件名
- (3) 工事場所
- (4) 工事期間 契約日 年 月 日
完成期限 年 月 日（契約変更があった場合は変更後の期限）
- (5) 請負代金額 金 円（契約変更があった場合は変更後の金額）
- (6) 支払済前払金額 金 円
- (7) 支払済中間前払金額及び部分払額 金 円
- (8) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
（契約変更が生じた場合は変更後の金額）

2 振込口座

- (1) 金融機関名 ○○銀行△△支店
- (2) 預金の種別、口座番号 ××預金××××××××
- (3) 口座名義 (フリガナ)
××××××××

第8号様式（第10条第3項）

工事請負代金請求書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者交通局長

譲受人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
-----	-------------------------

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

ただし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の代金

<内訳>

(1) 請負代金額 ¥

(2) 前払金受領済額 ￥

(3) 支払済中間前払金額及び部分払額	¥
---------------------	---

(4) 今回請求金額 ￥

請求書番号						
-------	--	--	--	--	--	--

【請求内訳】

[illegible]

登録口座利用希望	希望する・希望しない（いずれかに○）			
複数登録口座がある ときの入金希望口座	金融機関名	本支店名	預金種目	口座番号